

債権差押命令の申立てについて

山形地方裁判所民事部

(令和5年10月版)

債権差押命令申立てについては、以下の書類等が必要となります。

以下は、山形地方裁判所民事部に債権差押命令の申立てをする場合の取扱いです。わからない点がありましたら、山形地方裁判所民事部債権執行係（電話：023-600-0740）までお問合せください。他庁（山形県内の支部も含めて）に申立てをする場合は、取扱いが異なる部分もありますので、申立書を提出する裁判所に直接お問い合わせください。

第1 必要書類

1 債権差押命令申立書 1部

申立書の表書に当事者目録・請求債権目録・差押債権目録を添付して作成することになります。

当庁窓口に、申立書の書式（基本的な目録等）を備え付けております。また、最寄りの裁判所の書式または他庁のホームページに掲載されている書式を利用し、当庁に申立てをすることもできます。

債権差押命令申立と同時に、第三債務者（給料の差押の場合は、相手方（債務者）勤務先）に対する陳述催告の申立て（差し押さえた債権の具体的な内容に関する陳述を催告するよう求める）をすることができます。

2 執行力のある債務名義の正本

私法上の給付請求権の存在と内容を表示し、かつ、その請求権について法律上執行力を付与された公の文書を債務名義と言います。

債務名義の種類

① 裁判所が作成した債務名義の例

判決（口頭弁論調書（判決））・和解調書（口頭弁論調書（和解））・仮執行宣言付支払督促
少額訴訟判決（口頭弁論調書（少額訴訟判決））・民事調停調書及び調停に代わる決定
家事調停調書・家事審判書

② 公証人が作成した債務名義の例

公正証書

強制執行をするためには、債務名義の正本に執行文付与が必要です。

債務名義の交付を受けた機関にて、申請したうえ、付与を受けてください。なお、仮執行宣言付支払督促、家事調停調書（養育費、婚姻費用等）等は執行文付与は不要です。

債務名義に誤り等があって更正されている場合には、更正決定正本又は更正処分正本及びその送達証明書を添付する必要があります。

3 債務名義の正本の送達証明書

相手方（債務者）に債務名義が送達されたことの証明です。債務名義の交付を受けた機関で申請してください。

ただし、執行文と送達証明が同じ書面に記載されている場合があります。その場合は、単独書面としての送達証明は必要ありません。

4 資格証明書（商業登記事項証明書）

自分や相手方（債務者）及び第三債務者（※）が会社組織になっている場合に必要となります。最寄りの法務局で申請してください。資格証明書は申立日より遡って3か月以内に発行されたものを提出してください。

※ 「第三債務者」とは、債権差押えの場合、例えば、貸主（A）が貸金の不払を理由として、借主（B）が銀行（C）に対して有する預金債権を差し押さえるときのCのことを第三債務者といいます。第三債務者Cは自己の債権者Bへの弁済が禁じられ、差押債権者Aに支払うか又は法務局に供託しなければなりません。ただし、Bに対して反対債権（例：貸付金債権）を有するときは、一定の要件の下に相殺をもってAに対抗することができます。

5 当事者（自分や相手方）の住所・氏名に変更がある場合の必要書類

自分や相手方の住所、氏名が債務名義に記載された住所・氏名と異なっている場合（引っ越ししたり、旧姓に戻った場合等）は、債務名義に記載された住所、氏名と現在の住所、氏名のつながりを明らかにするために発行後1か月以内（債権者の場合は2か月以内）の公文書（住民票（**個人番号(マイナンバー)の記載のないもの**）、戸籍謄本、戸籍の附票、商業登記事項証明書等）等が必要となります。

6 各目録の写し

申立書の他に当事者目録・請求債権目録・差押債権目録各目録写しを各1部ずつ提出してください。なお、訂正印などの印鑑は押さないでください。

第2 申立手数料及び予納郵便切手

- 1 申立手数料（収入印紙で納めてください）
債務名義1通について4,000円（ただし、債権者や債務者が複数の場合は、1名につき、4,000円ずつ加算されます。）
- 2 予納郵便切手（令和5年10月1日以降）
第三債務者に対し、陳述催告の申立てをする場合で債権者・債務者・第三債務者が各1名の場合は、

500円×5枚＝	2,500円	10円×5枚＝	50円
100円×4枚＝	400円	5円×5枚＝	25円
84円×5枚＝	420円	2円×5枚＝	10円
50円×2枚＝	100円	1円×5枚＝	5円
20円×5枚＝	100円		
		合計	3,610円

以上に係る送達費用のうち3,112円（令和5年9月30日までは2,857円）を上限として執行費用に計上することができます。

- # 第三債務者が複数のとき（第三債務者は送達場所ごとに1名として計上します。）は、1名増すごとに1,250円分と564円分の切手を各1組ずつ追加してください。
- # 債務者が複数のときは、1名増すごとに1,204円分の切手を1組ずつ追加してください。
- # 以上の追加予納切手は、同額を執行費用に計上することができます。

第3 申立書を提出する裁判所（山形県内）

債権差押命令申立書を提出する裁判所は、相手方（債務者）の住所を管轄する裁判所になります。山形県内の場合は以下のとおりです。

（債務者の住所）	→	（管轄（申立て）裁判所）
鶴岡市	→	山形地方裁判所鶴岡支部
東田川郡のうち 三川町		〒997-0035 山形県鶴岡市馬場町5-23
		TEL 0235-23-6676
酒田市・飽海郡（遊佐町）	→	山形地方裁判所酒田支部
東田川郡のうち 庄内町		〒998-0037 山形県酒田市日吉町1-5-27
		TEL 0234-23-1246
上記以外の市町村	→	山形地方裁判所民事部債権執行係
		〒990-8531 山形市旅籠町2-4-22
		TEL 023-600-0740